

避難情報の発令判断・伝達マニュアル
(洪水編)

平成29年7月
(令和3年8月変更)

美 唄 市

〈 目 次 〉

1	避難情報の発令対象とする洪水等	1
2	避難情報の発令対象区域	2
3	避難情報の発令等を判断するための情報	3
4	河川の水位と発表される洪水予報等	4
5	避難情報の発令により立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動	6
6	避難情報の発令基準	7
7	避難情報の解除の判断基準	16
8	協力・助言を求めることのできる機関	16
9	避難情報の伝達方法	17
10	避難情報の伝達文	18

1 避難情報の発令対象とする洪水等

(1) 対象（立退き避難が必要な災害の事象）

- ① 河川が氾濫した場合に、氾濫流が直接家屋の流失をもたらすおそれがある場合や、山間部等の川の流れの速いところで、河岸侵食や氾濫流が家屋流失をもたらすおそれがある場合
※具体的な区域や河岸侵食の幅の設定に参考になる情報として、国・道が「家屋倒壊等氾濫想定区域」を設定している場合がある。
- ② 浸水深が深く、居室が浸水するおそれがある場合や、地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合
* 住宅地下室、道路のアンダーパス部の車両通行、地下工事等の一時的な地下への立ち入り等にも留意が必要。

＜避難情報の発令対象としない水路等の条件＞

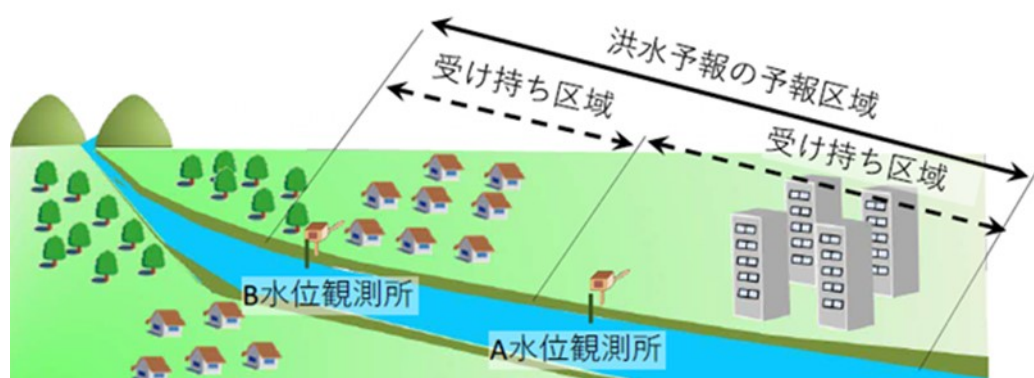
- ・ 最大浸水深が床下以下である等、浸水によって居室に命の危険を及ぼすようなおそれがないと想定される場合
- ・ 河岸侵食や氾濫流により、家屋流出をもたらすおそれがないと想定される場合
- ・ 地下施設・空間（住宅地下室等）について、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者に命の危険が及ばないと想定される場合

2 避難情報の発令対象区域

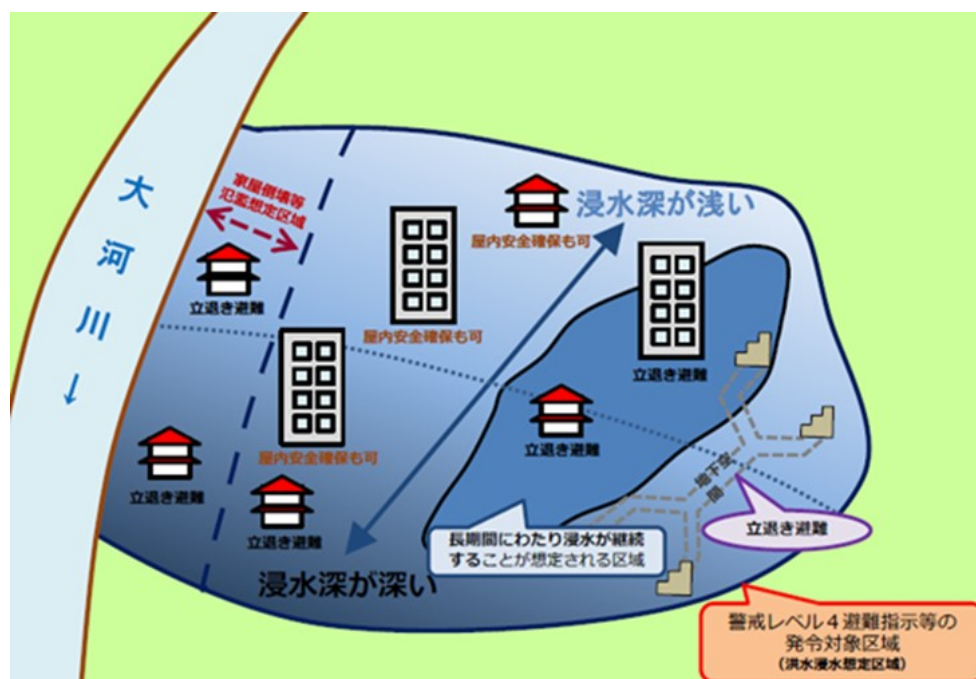
洪水予報河川と水位周知河川では、水防法に基づき公表されている洪水浸水想定区域を参考に、避難情報の発令対象区域を設定する。ただし、当該河川の予報区域等の洪水浸水想定区域に対して避難情報を一律に発令する必要はなく、河川が氾濫するおそれが高まっている受け持ち区域において、氾濫が発生した際の洪水浸水想定区域に対して避難情報を発令するものである。

洪水浸水想定区域は、各地点で想定される最大浸水深を公表しているものである。河川状況や、決壊、溢水のおそれがある地点等の諸条件を考慮して避難情報を発令するため、市は、洪水規模別（計画規模、想定最大規模）、決壊地点別に浸水が想定される区域を、あらかじめ河川事務所等から入手し把握しておく必要がある。

また、大河川の下流部等では、同一の浸水区域内においても氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合がある。そのような場合は、到達時間に応じて警戒レベル4避難指示の発令対象区域を徐々に広げていくという方法も考えられる。



(水位観測所と受け持ち区域のイメージ)



(受け持ち区域内の1つの氾濫ブロックにおける発令対象区域のイメージ)

《その他河川等》

その他河川等の氾濫についても、国・道からの助言も踏まえ、それぞれの河川特性に応じて区域を設定する。地形や過去の浸水実績等により災害リスクが把握できる場合もあるため、これらの情報を活用することも考えられる。

なお、設定にあたっては、地域の水害危険性の周知に関するガイドライン（第2版）（平成30年12月）を活用することも考えられる。

その他河川のうちダム下流域では、これらに加え、今後順次作成が進められる浸水想定図を参考に区域を設定することも考えられる。

また、防災重点農業用ため池については、浸水想定区域図を参考に区域を設定することが考えられる。

3 避難情報の発令を判断するための情報

項目	提供元	説明	主な提供システム等
大雨注意報	気象庁	大雨により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒レベル2。	≪北海道防災情報システム≫ http://www.bousai-hokkaido.jp/ ≪気象庁ホームページ≫ https://www.jma.go.jp/jma/
大雨警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれのある場合に発表される。 警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨警報（土砂災害）」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。	
大雨特別警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。 警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨特別警報（土砂災害）」「大雨特別警報（浸水害）」「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。	
洪水注意報	気象庁	河川が増水することにより、災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒レベル2。	≪北海道防災情報システム≫ ≪気象庁ホームページ≫
洪水警報	気象庁	河川が増水することにより、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。	≪北海道防災情報システム≫ ≪気象庁ホームページ≫
指定河川洪水予報	国土交通省 北海道 気象庁	洪水予報河川（水位等の予測が技術的に可能な流域面積が大きい河川）について、「現況から数時間先まで」の洪水の危険度を発表するもの。	≪北海道防災情報システム≫ ≪気象庁ホームページ≫ ≪川の防災情報≫ https://www.river.go.jp/ ≪市町村向け川の防災情報≫ http://city.river.go.jp/title_city.html （ID・パスワード必要） ≪緊急速報メール≫ （国の指定河川洪水予報の氾濫危険情報及び氾濫発生情報）
水位到達情報（河川）	国土交通省 北海道	水位周知河川（流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川）について「現況」の洪水危険度が発表される。	≪川の防災情報≫ ≪市町村向け川の防災情報≫
国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）	国土交通省	国管理の洪水予報河川では、水位観測所の水位等に基づき、より短い間隔（200m 毎）での現況水位を推定し、現在の洪水の危険度を表示している。	国管理河川の洪水の危険度分布（洪水リスクライン）（一般向け、市町村向け） https://frrl.river.go.jp/
水位到達情報（下水道）	北海道 市町村	内水氾濫危険水位への到達情報を通知及び周知する下水道として指定された下水道において、所定の水位に到達した場合、到達情報等が発表される。	≪北海道防災情報システム≫
流域雨量指数の6時間先までの予測値	気象庁	水位周知河川及びその他河川を対象として、河川毎に、上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。水位周知河川及びその他河川において、警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断に活用できる。	≪気象庁ホームページ≫
大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）	気象庁	大雨による浸水害発生の危険度を表す面的分布情報。1km 四方の領域（メッシュ）毎に、短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを5段階に判定した結果を表示したもの。	≪気象庁ホームページ≫
洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）	気象庁	上流域に降った雨による、水位周知河川及びその他河川の洪水害発生の危険度の高まりを表す面的分布情報。河川流域に降った雨による洪水発生の危険度の高まりを5段階に判定した結果を表示したもの。	≪気象庁ホームページ≫
今後の雨（解析雨量・降水短時間予報）	気象庁	現時刻までの前1時間雨量の分布および15時間先までの1時間ごとの予測雨量分布を表示したもの。	≪気象庁ホームページ≫
府県気象情報	気象庁	警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、管区气象台及び各地方气象台、測候所から適時発表される。	≪気象庁ホームページ≫

4 河川の水位と発表される洪水予報等

【洪水予報河川の場合】

水位危険度レベル	水位	指定河川洪水予報
レベル 5	氾濫の発生	〇〇川氾濫発生情報 (警戒レベル 5 相当情報 [洪水])
レベル 4 (危険)		
レベル 3 (警戒)	氾濫危険水位	〇〇川氾濫危険情報 (警戒レベル 4 相当情報 [洪水])
レベル 2 (注意)	避難判断水位	〇〇川氾濫警戒情報 (警戒レベル 3 相当情報 [洪水])
レベル 1	氾濫注意水位	〇〇川氾濫注意情報 (警戒レベル 2 相当情報 [洪水])
	水防団待機水位	

※ 同じ河川で複数の水位観測所がある場合、洪水予報文では、観測所毎の危険度の状況を主文に記載しているため、どこの観測所が当該市町村・区域に対応するか確認する必要がある。

○情報の名称等

■水位

- ①氾濫注意水位 水防団の出動の目安、水防団待機水位を超える水位であって、
【レベル 2 水位】 洪水による災害の発生を警戒すべき水位
- ②避難判断水位 警戒レベル 3 高齢者等避難の発令の目安、河川の氾濫に関する
【レベル 3 水位】 居住者等への注意喚起となる水位
- ③氾濫危険水位 警戒レベル 4 避難指示の発令の目安、居住者等の避難判断、相
【レベル 4 水位】 当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位

■洪水予報の発表

- ①氾濫発生情報（警戒レベル 5 相当情報 [洪水]）
 - ・ 氾濫が発生又は継続しているとき
- ②氾濫危険情報（警戒レベル 4 相当情報 [洪水]）
 - ・ 氾濫危険水位に到達又は超える状態が継続しているとき
- ③氾濫警戒情報（警戒レベル 3 相当情報 [洪水]）
 - ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき
 - ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
 - ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
 - ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）
- ④氾濫注意情報（警戒レベル 2 相当情報 [洪水]）
 - ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
 - ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき
 - ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇がみこまれないとき

【水位周知河川の場合】

水位危険度レベル	水位	水位到達情報
レベル 5	氾濫の発生	〇〇川氾濫発生情報 (警戒レベル 5 相当情報 [洪水])
レベル 4 (危険)		
レベル 3 (警戒)	氾濫危険水位	〇〇川氾濫危険情報 (警戒レベル 4 相当情報 [洪水])
レベル 2 (注意)	避難判断水位	〇〇川氾濫警戒情報 (警戒レベル 3 相当情報 [洪水])
レベル 1	氾濫注意水位	〇〇川氾濫注意情報 (警戒レベル 2 相当情報 [洪水])
	水防団待機水位	

※ それぞれの水位への到達時間が接近している場合など、発表が困難な場合も考えられるため、氾濫注意水位（レベル 2 水位）、避難判断水位（レベル 3 水位）への到達情報、氾濫発生情報は必ず発表されるものではない。

○情報の名称等

■水位

- ①氾濫注意水位
【レベル 2 水位】 水防団の出動の目安、水防団待機水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべき水位
- ②避難判断水位
【レベル 3 水位】 警戒レベル 3 高齢者等避難の発令の目安、河川の氾濫に関する居住者等への注意喚起となる水位
- ③氾濫危険水位
【レベル 4 水位】 警戒レベル 4 避難指示の発令の目安、居住者等の避難判断、相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位

■水位到達情報の発表

- ①氾濫発生情報（警戒レベル 5 相当情報 [洪水]）
 - ・ 氾濫が発生したとき
- ②氾濫危険情報（警戒レベル 4 相当情報 [洪水]）
 - ・ 氾濫危険水位に到達した時
- ③氾濫警戒情報（警戒レベル 3 相当情報 [洪水]）
 - ・ 避難判断水位に到達した時
- ④氾濫注意情報（警戒レベル 2 相当情報 [洪水]）
 - ・ 氾濫注意水位に到達したとき

5 避難情報の発令により立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動

災害対策基本法において、一人一人の事情に即して避難情報の発令を行うことは困難である。したがって、住民一人一人が、このような既存の防災施設、行政主導のソフト対策には限界があることをしっかりと認識するとともに、自然災害に対して行政に依存し過ぎることなく、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で主体的な避難行動をとることが必要である。

区 分	根拠法令	立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	災害対策基本法第56条第2項 市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立ち退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。 2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、急激な水位上昇のおそれがある中小河川沿いや浸水しやすい局地的に低い土地の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示	災害対策基本法第60条第1項 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示することができる。	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害対策基本法第60条第3項 市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。	命の危険、直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである

（注）避難指示は、令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令する

6 避難情報の発令の発令基準

各河川及び水位観測所は別添「主要水位・雨量観測所一覧」のとおり

(避難情報の発令基準)

避難情報の発令の判断基準は次のとおりとする。

ただし、中小河川では降雨により急激に水位が上昇するが多いため、住民の安全を考慮して、空振りを恐れずに早目に避難情報を発令することとする。その際、指定緊急避難場所の開設を終えていない状況であっても躊躇なく避難情報を発令することとする。

なお、高齢者等避難の発令段階から指定緊急避難場所を開設し始め、避難指示発令までに開設し終わることが望ましい。

ア 石狩川（洪水予報河川）

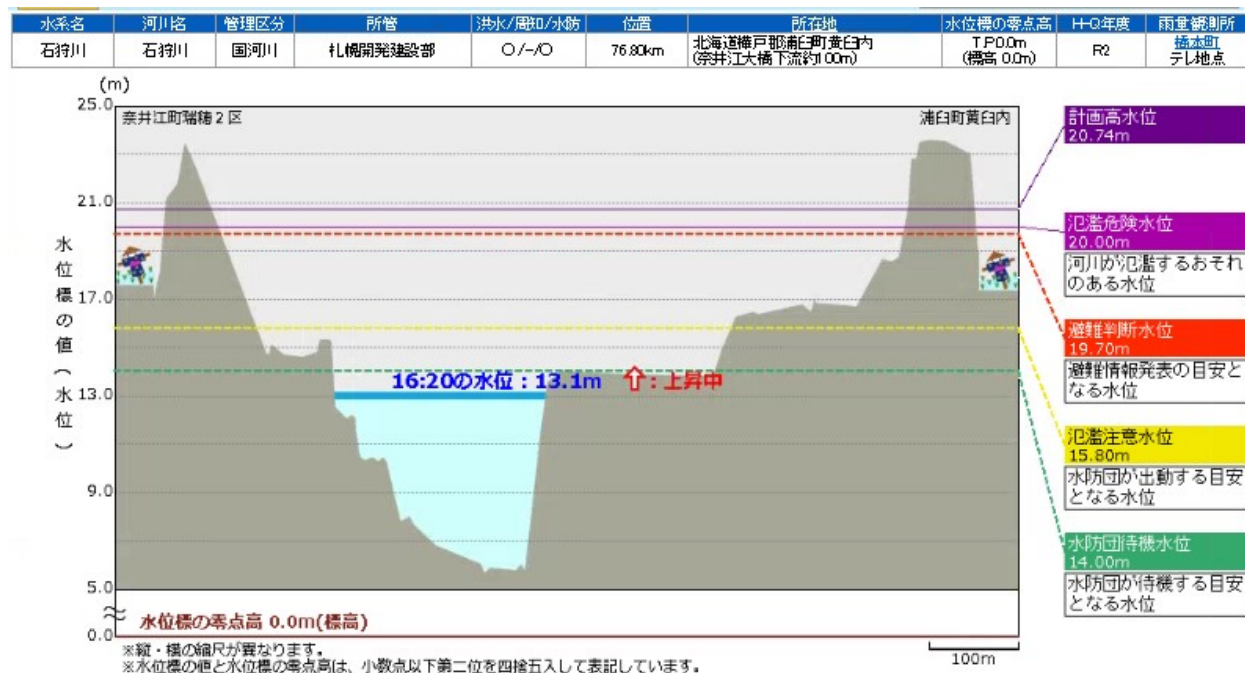
区分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象地区 (浸水想定区域図を基本とする)
高齢者等避難 【警戒レベル3】	① 指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が 避難判断水位（レベル3水位） に到達し、かつ、水位予測において引き続き水位上昇が見込まれている場合 ② 指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が 氾濫危険水位（レベル4水位） に到達する予想が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ③ 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 ④ 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ⑤ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	水位観測所 【奈井江大橋】 中村町北・南 茶志内町 1区・3区・協和 中村町中央 【月形】 西美唄町 山形1区、2区、3区 富樫1区、2区 大曲1区、2区、3区 元村4区・元村美富 上美唄町 1区、2区、中央、 沼の端、東、南 茶志内町 3区、協和 中村町中央
避難指示 【警戒レベル4】	① 指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が 氾濫危険水位（レベル4水位） に到達したと発表された場合 ② 水位が 氾濫危険水位（レベル4水位） に到達していないものの、氾濫開始相当水位に到達することが予想される場合 ③ 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 ④ 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ⑤ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ⑥ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準例1～4に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令する。	

区分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象地区 (浸水想定区域図を基本とする)
緊急安全確保 【警戒レベル5】	「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の1～5のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。 (災害が切迫) ① 水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合 (計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高に到達している蓋然性が高い場合) ② 国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫している可能性(黒)」になった場合 ③ 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ④ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合(支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する) (災害発生を確認) ⑤ 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(指定河川洪水予報の氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])、水防団からの報告等により把握できた場合) ※発令基準例1～4を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例5の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、取り得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。	水位観測所 【奈井江大橋】 中村町北・南 茶志内町 1区・3区・協和 中村町中央 【月形】 西美唄町 山形1区、2区、3区 富樫1区、2区 大曲1区、2区、3区 元村4区・元村美富 上美唄町 1区、2区、中央、 沼の端、東、南 茶志内町 3区、協和 中村町中央

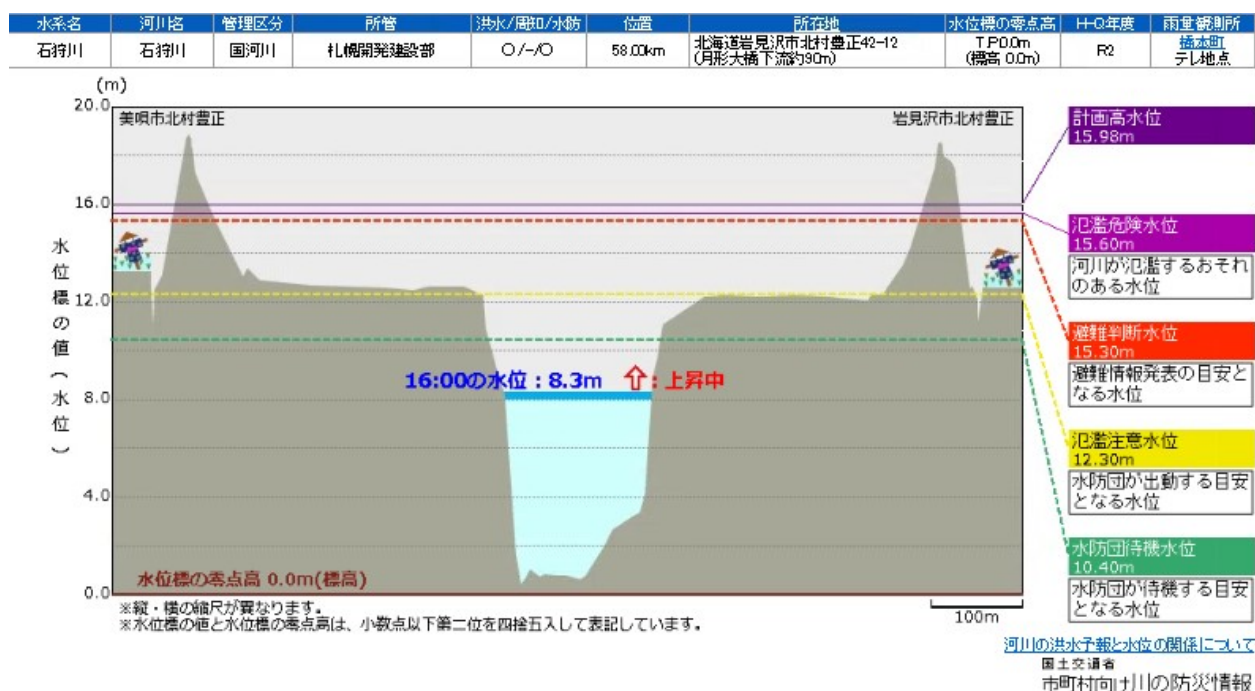
警報基準地点及び基準水位は以下のとおりである。

水系	河川名	水位観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	所管事業所
石狩川水系	石狩川	奈井江大橋	14.00m	15.80m	19.70m	20.00m	北海道開発局
石狩川水系	石狩川	月形	10.40m	12.30m	15.30m	15.60m	北海道開発局

○石狩川（奈井江大橋）



○石狩川（月形）



出展：市町村向け川の防災情報

イ 産化美唄川・美唄川（水位周知河川）、旧美唄川（北村字中小屋～幾春別川合流地点）

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象地区 (浸水想定区域図を基本とする)
高齢者等避難 【警戒レベル3】	① 水位観測所の水位が <u>避難判断水位（レベル3水位）</u> に到達した場合 ② 水位観測所の水位が、水防団待機水位（レベル1水位）を越えた状態で、次のア～ウのいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ア 上流の水位観測所の水位が、急激に上昇している場合 イ 洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ウ 上流において大量または強い降雨が見込まれる場合 ③ 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ④ 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	【産化美唄川】 中村町 北、中央、南 西美唄町 元村2区 元村3区 開発町親和 北美唄町 1区、2区 開発町 北、南 上美唄町南 沼の内町北 茶志内町 1区、3区、 協和
避難指示 【警戒レベル4】	① 水位観測所の水位が <u>氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）</u> に到達した場合 ② 水位観測所の水位が、氾濫注意水位（レベル2水位）を越えた状態で、次のア～ウのいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ア 上流の水位観測所の水位が、急激に上昇している場合 イ 洪水警報の危険度分布で「非常に危険（薄紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ウ 上流において大量または強い降雨が見込まれる場合 ③ 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ④ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ⑤ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準例1～4に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。 ※発令基準2については、河川の状況に応じてア～ウのうち、適切な方法の一つ又は複数選択すること。	【旧美唄川】 西美唄町山形 1区、2区、 3区 上美唄町 中央、沼の端、 東、南

区分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象地区 (浸水想定区域図を基本とする)
【警戒レベル5】 緊急安全確保	「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の1～4のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。 (災害が切迫) ① 水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合 (計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高に到達している蓋然性が高い場合) ② 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ③ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合(支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する) (災害発生を確認) ④ 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(水防団等からの報告により把握できた場合) ※発令基準例1～3を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例4の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、取り得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。	【産化美唄川】 中村町 北、中央、南 西美唄町 元村2区 元村3区 開発町親和 北美唄町 1区、2区 開発町 北、南 上美唄町南 沼の内町北 茶志内町 1区、3区、 協和 【旧美唄川】 西美唄町山形 1区、2区、 3区 上美唄町 中央、沼の端、東、南

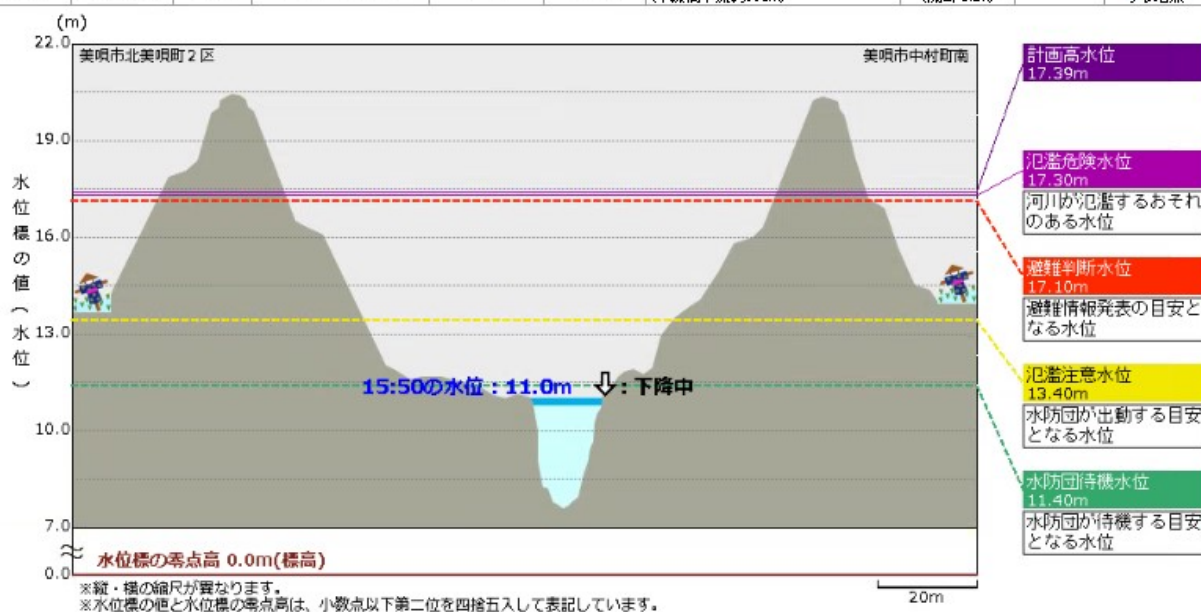
警報基準地点及び基準水位は以下のとおりである。

水系	河川名	水位観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	所管事業所
石狩川水系	産化美唄川	産化美唄	11.40m	13.40m	17.10m	17.30m	北海道開発局
石狩川水系	美唄川	新橋	27.91m	28.57m	29.18m	29.62m	北海道空知総合振興局
石狩川水系	旧美唄川	小松橋	10.93m	11.66m	—	12.76m	北海道空知総合振興局

河川名	基準Ⅰ（注意報）			基準Ⅱ（警報基準）	基準Ⅲ
	単独基準	複合基準		単独基準	単独基準
	流域雨量指数	表面雨量指数	流域雨量指数	流域雨量指数	流域雨量指数
産化美唄川	8.5	5	8.4	10.9	13.1
美唄川	13.6	5	10.9	17.1	20.5
旧美唄川	3.3	—	—	4.6	5.5

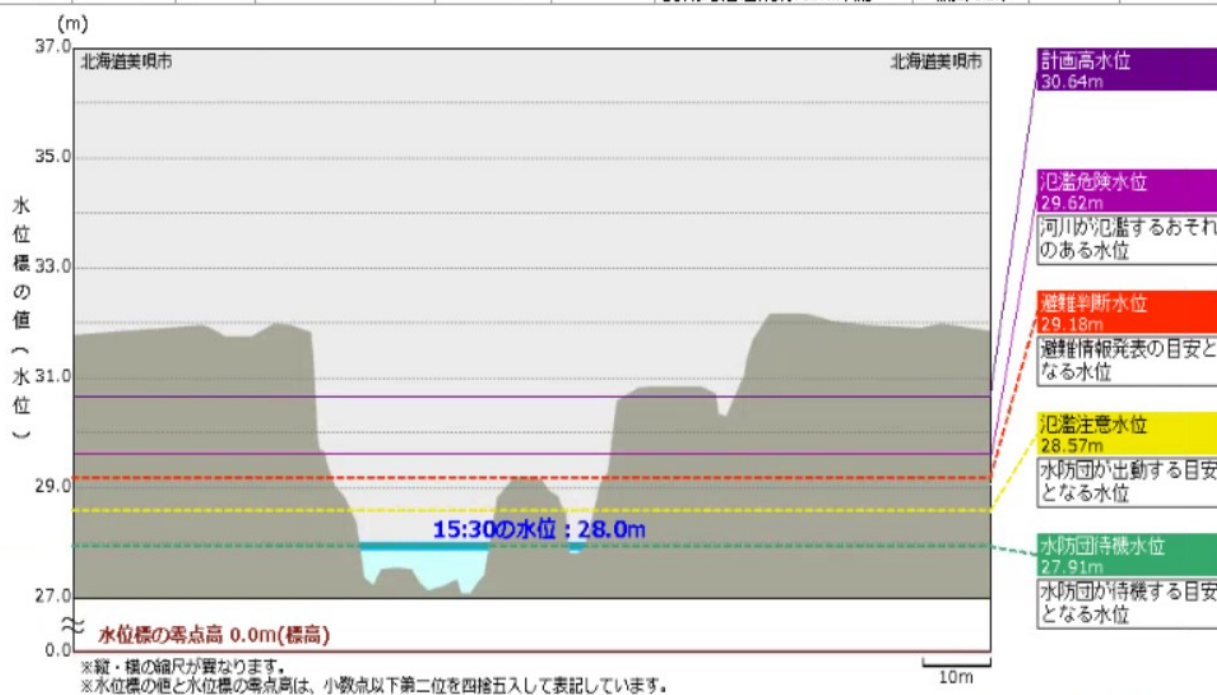
○産化美唄川（産化美唄）

水系名	河川名	管理区分	所管	洪水/堤防/水防	位置	所在地	水位標の零点高	H-O年度	雨量観測所
石狩川	産化美唄川	国河川	札幌開発建設部	—/〇/〇	460m	北海道美唄市北美唄町2区 (十線橋下流約360m)	T P0.0m (標高 0.0m)	—	美唄山 テシ地点



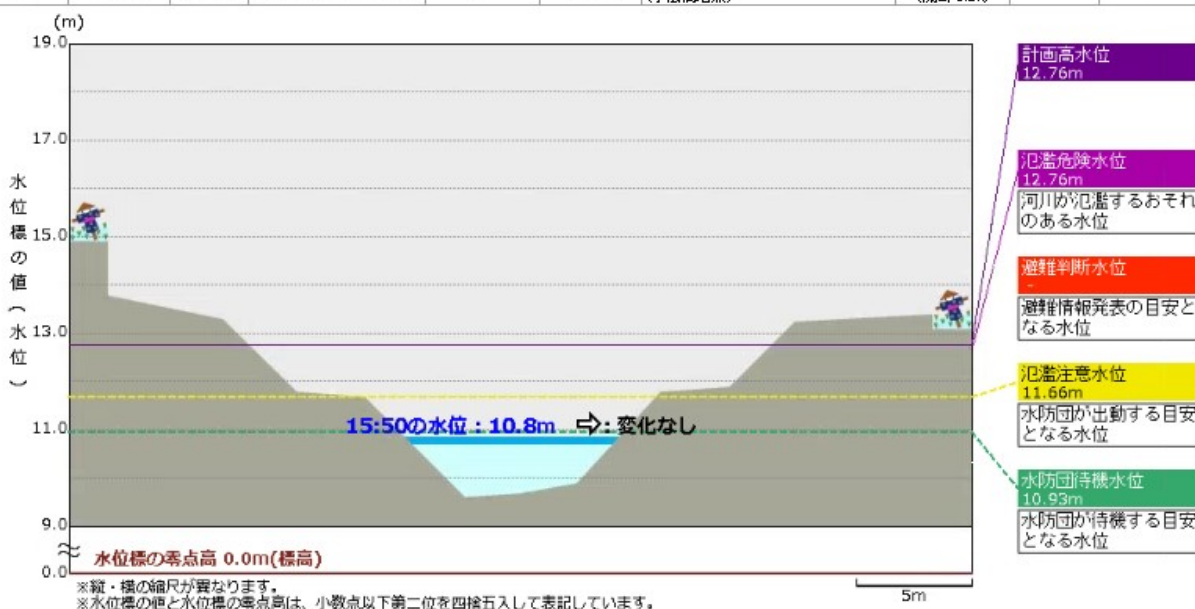
○美唄川（新橋）

水系名	河川名	管理区分	所管	洪水/周知/水防	位置	所在地	水位標の零点高	H-Q年度	雨量観測所
石狩川	美唄川	自治体	北海道	-/O/-	-	北海道美唄市字美唄1718-31 (美唄ダム管理所より2.7km下流)	TP0.0m (標高 0.0m)	-	-



○旧美唄川（小松橋）

水系名	河川名	管理区分	所管	洪水/周知/水防	位置	所在地	水位標の零点高	H-Q年度	雨量観測所
石狩川	旧美唄川	自治体	空知総合振興局札幌建管	-/-/-	15.00km	北海道美唄市字美唄中央地先河川敷 (小松橋地点)	TP0.0m (標高 0.0m)	-	-



出展：市町村向け川の防災情報

《その他河川等》

区分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)
高齢者等避難 【警戒レベル3】	① 流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達し、引き続き水位上昇のおそれがある場合。 ② 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ③ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
避難指示 【警戒レベル4】	① 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ② 美唄ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 ③ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ④ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準例①～③に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令する。
緊急安全確保 【警戒レベル5】	「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の1～4のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。 （災害が切迫） ① 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ② 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） ③ 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） （災害発生を確認） ④ 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合） ※発令基準例1～3を理由に警戒レベル5 緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例4の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5 緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、取り得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること

【内水氾濫地域に対する避難指示】

河川の避難判断は、堤防から水があふれたり、堤防が決壊することを想定して設定しているが、内水氾濫地域では、下水道の処理能力を超える降雨があったり、水位周知河川等の水位上昇によって排水機の運転が停止されたり、機能が低下したりすることで、浸水が発生する場合がほとんどである。

このため、内水氾濫地域で浸水深が深く、屋内での安全確保措置では身体に危険が及ぶ可能性がある場合は、高齢者等避難の発令段階で避難行動をとることとするなどの設定をする。

7 避難情報の解除の判断基準

《洪水予報河川・水位周知河川》

水位が氾濫危険水位（レベル4水位）及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域の降雨がほとんど無い場合を基本として、解除するものとする。

また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、浸水の拡大がみられず、河川からの氾濫のおそれがなくなった段階を基本として、解除するものとする。

《その他の河川等》

当該河川の洪水警報の危険度分布で示される危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合、下水道については降雨がほとんど予想されていない場合、水路等については十分に水位が下がった場合を基本として解除するものとする。

8 協力・助言を求めることのできる機関

機関名（連絡先）	助言を求めることができる事項
札幌管区気象台 【電話番号 011-611-6124】	・ 気象の警報等に関すること。
札幌開発建設部 河川管理課 【電話番号 011-611-0340】	・ 国管理河川施設に関すること。 ・ 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 ・ 保有するリアルタイムの情報に関すること。
空知総合振興局 札幌建設管理部用地管理室維持管理課 【電話番号 011-561-0413】	・ 道管理河川施設に関すること。 ・ 保有するリアルタイムの情報に関すること。
空知総合振興局 地域創生部地域政策課 【電話番号 20-0033】	・ 災害情報及び被害情報に関すること。 ・ 避難対策に関すること。

9 避難情報の伝達方法

避難情報の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

要配慮者利用施設については、立ち退き避難から要する時間から逆算して、早目に避難行動を開始することが必要である。

担当部署	伝達手段		伝達先
危機管理対策室	北海道防災情報システムへの入力 (災害情報共有システム(Lアラート)経由でマスメディアへ情報提供)	T V 放送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		緊急速報メール	市内に滞在する携帯電話保持者
	ホームページ、SNS		P C ユーザー等
	電話又は F A X		町内会、自主防災組織
	F A X		農業協同組合の組合員
	電話		空知総合振興局 札幌開発建設部 札幌管区気象台 美唄警察署 陸上自衛隊美唄駐屯地 等
美唄デザイン課	広報車		住民等(巡回ルート)
消防本部	消防車		住民等(巡回ルート)
	電話又は F A X		消防団
保健福祉部	電話又は F A X		要配慮者利用施設、避難支援関係者、保育園等
教育委員会	電話又は F A X		学校等

10 避難情報の伝達文

(1) 【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文の例

- 緊急放送！緊急放送！
- こちらは、美唄市です。
- 川が増水し氾濫するおそれがあるため、●●地区の洪水浸水想定区域（又は、洪水浸水想定区域である●●地区）に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。
- 地区の洪水浸水想定区域（又は、●●地区）にいる（又は、「ハザードマップを確認し、浸水のおそれがある区域にいる」）高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
- ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。
- それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- 特に、急激に水位が上昇しやすい中小河川沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。

(2) 【警戒レベル4】避難指示の伝達文の例

- 緊急放送！緊急放送！
- こちらは、美唄市です。
- 川が増水し氾濫するおそれが高まったため、●●地区の洪水浸水想定区域（又は、洪水浸水想定区域である●●地区）に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。
- 地区の洪水浸水想定区域（又は、●●地区）にいる方は、（又は、「ハザードマップを確認し、浸水のおそれがある区域にいる方は、」）避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。
- ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。

(3) 【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文の例

- （河川氾濫が切迫している状況）
- 緊急放送！緊急放送！
- こちらは美唄市です。
- 川が増水し既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります！●●地区の洪水浸水想定区域（又は、洪水浸水想定区域である●●地区）に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

- （河川氾濫を確認した状況）
- 緊急放送！緊急放送！
- こちらは美唄市です。
- 川の水位が●●付近で堤防を越え氾濫が発生したため、●●地区の洪水浸水想定区域（又は、洪水浸水想定区域である●●地区）に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。
- （具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。）

(4) 緊急速報メールの文例（北海道防災情報システムを使用した場合）

美唄市：警戒レベル3 高齢者等避難

発令内容：●●月●●日 ●●時●●分

地区：●●地区

避難場所：●●小学校、●●会館

理由：●●川氾濫のおそれ

備考：●●地区の洪水浸水想定区域（浸水想定区域である●●地区）にお住まいの高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください

美唄市：警戒レベル4 避難指示

発令内容：●●月●●日 ●●時●●分

地区：●●地区

避難場所：●●小学校、●●会館

理由：●●川氾濫のおそれ

備考：●●地区の洪水浸水想定区域（浸水想定区域である●●地区）にお住まいの方は、速やかに避難所や安全な親戚・知人宅へ避難を開始してください。避難場所への避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移転するなど、身の安全を確保してください。詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。

美唄市：警戒レベル5 緊急安全確保

発令内容：●●月●●日 ●●時●●分

対象地区：●●地区

理由：●●川氾濫

備考：避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移転するなど、身の安全を確保してください